広島県告示第四百三十六号

十二年省令第二十九号)第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則(昭和二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、指

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

法律事務所	名称
階 新国際ビルム 東京都千代田 東京都千代田	所の所在地
一日 年四月	指定をした日
未収金皆付金償還金母子父子寡婦福祉	容に係る歳入等の内委託した公金事務
日) 年 三 月 三 一 月一日~令和七 年 三 月 三 一 日	委託をした日